

浜松市告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年1月13日

から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年1月13日から2週間浜松市中央土木整備事務所（西行政センター）

において一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

浜松市長 中野 祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	馬郡35号線	浜松市中央区馬郡町1538番2	前	最小 2.27m ～ 最大 3.25m	48.84m
			後	最小 3.14m ～ 最大 4.00m	